

○行政職給料表（令和6年4月1日）

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	定型的な業務を行う職務	784	14.6	主事 技師 係員（警察事務の主任を含む）	552 165 67	1,741	32.4	主事・技師級
2級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務	928	17.3	主事 技師 係員（警察事務の主任を含む） 係長	543 252 132 1			
3級	係長又は主任の職務	1,362	25.3	主査 副主査 主任 係長 専門員 事務主任 教育局課長	30 806 399 50 15 59 3	1,468	27.3	主任・係長級 主事・技師級
4級	課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務	1,083	20.2	主査 副主査 主任 係長 専門員 事務主任 課長補佐兼係長 課長補佐 所長補佐兼係長 所長補佐 船長 事務指導員 技術指導員 主査 地方機関の次長 地方機関の課長 事務長 副館長 助教授 副センター長 主任相談員 主任児童福祉司 主任職業訓練指導員 事務主任 技術主任 司書主任 署課長 係長 総合教育センター部長 教育局課長 図書館課長 郷土資料館課長 人事主事 総括人事主事	68 2 1 45 18 1 289 114 1 4 1 6 18 323 2 19 3 1 6 1 1 2 4 93 2 10 10 17 1 8 4 3 4 1			1,239
5級	主幹又は困難な業務を処理する課長補佐の職務	608	11.3	事務指導員 技術指導員 専門幹 主査 事務長 助教授 主任職業訓練指導員 主任相談員 署課長 副室長 課長補佐 参事 主幹兼係長 主幹 主査 教授 副室長 地方機関の次長 地方機関の課長 副センター長 所長補佐兼係長 流域下水道事務所長 広域振興局府税出張所長 教育局課長 事務長 係長 所長 副所長 署課長 調査官	20 11 220 2 3 1 1 1 10 1 21 2 134 36 7 1 1 1 63 1 1 1 2 4 32 16 3 3 5 4	317	5.9	

6級	1 本庁（知事の事務部局（地方機関を除く。）若しくは警察本部、市警察部若しくは警察学校（以下「警察本部等」という。）をいう。以下同じ。）又は議会、教育委員会、人事委員会、監査委員若しくは労働委員会の事務局（教育委員会にあつては、地方機関を除く。以下「議会等の事務局」という。）の課長又は参事（以下「課長等」という。）の職務 2 地方機関の長又は地方機関における1の職務に相当する職務	309	5.7	課長	1	476	8.8	課長級
				参事	153			
				室長	5			
				副センター長	2			
				地方機関の次長	11			
				技術次長	10			
				地方機関の部長	2			
				地方機関の室長	6			
				地方機関の課長	42			
				地方機関の参事	19			
				副所長	2			
				東京事務所副所長	2			
				府立体育館館長	1			
				地域統括保健師長	4			
				児童相談所長	2			
				副校長	2			
				農業改良普及センター所長	2			
				土木事務所出張所長	3			
				府営水道事務所広域浄水センター所長	1			
				府営水道事務所水質管理センター所長	1			
				流域下水道事務所長	1			
流域下水道事務所浄化センター所長	1							
事務長	22							
教育局次長	5							
図書館部長	1							
郷土資料館長	2							
主席調査官	4							
所長	1							
副室長	1							
7級	1 本庁又は議会等の事務局の課長等であつて、困難な業務を処理するものの職務 2 困難な業務を所掌する地方機関の長又は地方機関における1の職務に相当する職務	167	3.1	課長	85	476	8.8	課長級
				企画参事	18			
				参事	11			
				地方機関の次長	10			
				地方機関の室長	1			
				地方機関の課長	11			
				地方機関の参事	2			
				副所長	4			
				旅券事務所長	1			
				総務事務センター長	1			
				消防学校長	1			
				府民総合案内・相談センター長	1			
				消費生活安全センター長	1			
				副館長	1			
				副園長	1			
				統括保健師長	1			
				高等技術専門校長	1			
				副校長	1			
				農業改良普及センター所長	5			
				土木事務所長	3			
				大野ダム総合管理事務所長	1			
港湾局副局長	1							
公営企業管理事務所長	1							
教育局長	1							
総合教育センター次長	1							
図書館副館長	1							
流域下水道事務所長	1							
地方機関の次長	1	部長級（次長）						
8級	1 本庁の次長又は議会等の事務局の部長若しくは次長の職務 2 特に困難な業務を所掌する地方機関の長又は地方機関における1の職務に相当する職務	111	2.1	地方機関の副局長	5	112	2.1	部長級（次長）
				監	4			
				副部長	15			
				技監	4			
				理事	27			
				室長	6			
				地方機関の部長	9			
				次長	4			
				府税事務所長	2			
				自動車税管理事務所長	1			
				東京事務所長	1			
				副館長	1			
				自転車競技事務所長	1			
				副園長	1			
				家庭支援総合センター所長	1			
				児童相談所長	1			
				淇陽学校長	1			
				計量検定所長	1			
				織物・機械金属振興センター所長	1			
				高等技術専門校長	4			
				農業大学校長	1			
水産事務所長	1							
林務事務所長	1							
林業大学校長	1							
土木事務所長	5							
府営水道事務所長	1							
港湾局長	1							
教育監	1							
部長	2							
教育局長	4							
総合教育センター所長	1							
参事官	1							

9級	1 本庁の部長の職務 2 議会等の事務局の長（教育委員会にあつては、教育次長を含む。）又は困難な業務を処理する部長の職務 3 重要な業務を所掌する地方機関の長の職務	22	0.4	企画調整理事（部長級（次長））	1	21	0.4	部長級（次長）
				監	2			
				広域振興局長	4			
				知事室長	1			
				職員長	1			
				会計管理者	1			
				部長	6			
				議会事務局長	1			
				委員会事務局長	3			
				企画調整理事	1			
教育次長	1							
10級	1 本庁の部長であつて、困難な業務を処理するものの職務 2 特に重要な業務を所掌する地方機関の長の職務	-	0.0					
合 計		5,374	100.0		5,374	5,374	100.0	

備考 この表において「地方機関」とは、京都府行政機関設置条例（平成12年京都府条例第3号）の規定に基づき設置された機関その他人事委員会規則で定める機関をいう。

○公安職給料表

級	基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階			
		人	%	職名	人	人	%	段階	
1級	巡査の行う職務	1,122	17.0	巡査	1,122				
2級	1 巡査長の行う職務 2 相当の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	592	9.0	巡査	348	2,172	32.9	巡査	
				巡査長	230				
				主任	14				巡査部長
3級	1 主任の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする巡査長の行う職務 3 相当高度の知識又は経験を必要とする巡査の行う職務	1,220	18.5	巡査	87			巡査	
				巡査長	381				
				主任	751				巡査部長
				係長	1				
4級	1 係長の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする主任の職務	1,709	25.9	巡査長	4	1,991	30.1	巡査部長	
				主任	1,225				
				係長	480				警部補
5級	1 警察本部等の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務 3 特に困難な業務を処理する係長の職務	1,404	21.2	係長	1,388	1,868	28.3		
				課長補佐	4				
				署課長	3				
				署課長代理	9				
6級	1 警察本部等の課長補佐であつて、困難な業務を処理するものの職務 2 警察署の課長であつて、困難な業務を処理するものの職務	246	3.7	課長補佐	124	395	6.0	警部	
				署課長	82				
				署課長代理	39				
				課長	1				
7級	1 警察本部等の調査官又は次席の職務 2 警察署の管理官の職務 3 警察本部等の課長補佐であつて、特に困難な業務を処理するものの職務 4 警察署の課長であつて、特に困難な業務を処理するものの職務	192	2.9	課長補佐	47				
				署課長	51				
				次席・副隊長・副所長	34				
				署課長代理	1				
				副本部長	1				
				調査官	42				
				署課長（警視）	12				
次席	4								
8級	1 警察本部又は市警察部の課長、理事官又は監察官の職務 2 警察本部等の主席調査官の職務 3 警察署の長又は副署長の職務 4 警察学校の副校長の職務	97	1.5	主席調査官	6	176	2.7	警視	
				次席・副校長	11				
				副署長	25				
				課長・理事官・監察官	44				
				署長	11				
9級	1 次長又は参事官の職務 2 規模の大きい警察署の長の職務 3 警察学校の長の職務	20	0.3	署長	10				
				次長・参事官	10				
合 計		6,602	100.0		6,602	6,602	100.0		

備考 この表において「地方機関」とは、行政職給料表の備考に規定する地方機関をいう。

○教育職給料表（2）

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	1 高等学校の講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務 2 特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	185	4.9	寄宿舎指導員	28	185	4.9	実習助手等
				実習助手	66			
				講師	91			
2級	1 高等学校の教諭、養護教諭、栄養教諭又は主任実習助手の職務 2 特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭、主任実習助手又は主任寄宿舎指導員の職務	3,434	90.6	寄宿舎指導員	12	3,434	90.6	教諭等
				実習助手	38			
				養護教諭	100			
				栄養教諭	12			
				教諭	3,272			
特2級	高等学校又は特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	17	0.4	指導教諭	9	17	0.4	主幹教諭等
				主幹教諭	8			
3級	高等学校又は特別支援学校の副校長又は教頭	96	2.5	教頭	92	96	2.5	教頭等
				副校長	4			
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	59	1.6	校長	59	59	1.6	校長等
合計		3,791	100.0		3,791	3,791	100.0	

○教育職給料表（3）

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	194	3.1	講師	194	194	3.1	実習助手等
2級	小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	5,309	85.8	栄養教諭	268	5,309	85.8	教諭等
				養護教諭	73			
				教諭	4,968			
特2級	小学校、中学校又は義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	46	0.8	指導教諭	19	46	0.7	主幹教諭等
				主幹教諭	27			
3級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	342	5.5	教頭	330	342	5.6	教頭等
				副校長	12			
4級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務	296	4.8	校長	296	296	4.8	校長等
合計		6,187	100.0		6,187	6,187	100.0	

○医療職給料表（1）

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	医療業務を行う職務	7	15.9	技師	7	9	20.4	主事・技師級
2級	1 病院の診療科の長の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	5	11.4	技師	2			
				課長補佐	1	-	0.0	主任・係長級
				医長	2			
3級	1 本庁の課長等の職務 2 病院の副院長の職務 3 地方機関の長の職務 4 病院の診療科の長であつて、困難な業務を処理するものの職務 5 特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務	21	47.7	主任医師	1	16	36.4	課長補佐級
				課長補佐	8			
				地方機関の課長	1			
				医長	3			
				健康管理医	2			
4級	1 本庁の部長又は次長の職務 2 病院の長又は困難な業務を処理する副院長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務	11	25.0	健康所長	2	7	15.9	課長級
				保健所長	2			
				地方機関の部長	3			
				保健所長	1			
4級	1 本庁の部長又は次長の職務 2 病院の長又は困難な業務を処理する副院長の職務 3 特に困難な業務を所掌する地方機関の長の職務	11	25.0	保健所長	3	11	25.0	次長級
				リハビリテーション支援センター長	1			
				保健環境研究所長	1			
				精神保健福祉総合センター所長	1			
				洛南病院院長	1			
				保健医療対策監	1			
				副院長	2			
部長	1	1	2.3	部長級				
合計		44	100.0		44	44	100.0	

備考 この表において「地方機関」とは、行政職給料表の備考に規定する地方機関をいう。

○医療職給料表（2）

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	1 栄養士又は学校栄養職員の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師の職務 4 理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務	-	0.0					
2級	1 薬剤師の職務 2 獣医師の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする栄養士、学校栄養職員、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は言語聴覚士の職務	39	22.1	技師 学校栄養職員	37 2	39	22.0	主事・技師級
3級	主任の職務	8	4.5	主任	8	51	28.8	主任・係長級
4級	係長の職務	43	24.3	副主査	43			
5級	主幹、課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務	79	44.6	課長補佐	20	67	37.9	課長補佐級
所長補佐				1				
専門幹				2				
主査				39				
地方機関の課長				4				
技術指導員				1	12	6.8	主幹級	
主幹				4				
地方機関の次長				1				
6級	地方機関の長又は課長等の職務	5	2.8	地方機関の課長	6	8	4.5	課長級
				動物愛護センター所長	2			
7級	困難な業務を所掌する地方機関の長の職務	3	1.7	家畜保健衛生所長	3			
合計		177	100.0		177	177	100.0	

備考 この表において「地方機関」とは、行政職給料表の備考に規定する地方機関をいう。

○医療職給料表（3）

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	准看護師の職務	-	0.0					
2級	1 保健師又は助産師の職務 2 看護師の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務	17	13.7	技師	17	17	13.7	主事・技師級
3級	病院の看護部長又は主任の職務	33	26.6	副主査 主任 副看護部長	26 6 1	33	26.6	主任・係長級
4級	病院の看護部長であつて、困難な業務を処理するものの職務	36	29.1	主査 看護部長 副看護部長	30 3 3	71	57.3	課長補佐級
5級	病院の副看護部長又は特に困難な業務を処理する看護部長の職務	35	28.2	主査	25			
				看護部長	4			
				教務主任	1			
				副看護部長	4			
6級	病院の看護部長の職務	3	2.4	副校長	1	3	2.4	課長級
				洛南病院部長	1			
				副看護部長	1			
				看護学校長	1			
合計		124	100.0		124	124	100.0	

○研究職給料表

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	上級の研究員の指揮監督の下に研究を行う研究員の職務	51	25.4	技師 主任研究員 研究員	39 5 7	51	25.4	主事・技師級
2級	1 相当高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して、又は指導して行う研究員の職務 2 主任の職務	47	23.4	主任 副主査 専門研究員	7 33 7	50	24.9	主任・係長級
3級	1 高度の知識経験に基づき相当の範囲にわたる研究の調整、指導等を行う職務 2 高度の知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務	83	41.3	専門研究員	3	59	29.3	課長補佐級
				専門幹 技術指導員 主任研究員 主任研究員 科長	2 3 1 50 3			
4級	1 試験場又は研究所（以下「試験場等」という。）の長の職務 2 特に高度の知識経験に基づき困難な研究の統括、調整等を行う職務	15	7.4	主任研究員	12	21	10.4	主幹
				地方機関の部長	3			
				地方機関の室長	2			
				調査官	4			
5級	特に困難な業務を所掌する試験場等の長又は次長の職務	5	2.5	農林水産技術センター所長	3	5	2.5	次長級
				碓高原牧場長	1			
				副所長	1			
				地方機関の部長	3			
				地方機関の課長	7			
技術次長	1							
合計		201	100.0		201	201	100.0	

○技能労務職給料表

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	補助的な業務を行う職務	-	0.0		-			
2級	定型的な業務を行う職務	-	0.0		-	-	0.0	係員級
3級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務	-	0.0		-			
4級	係長又は主任の職務	22	21.6	副主査	14	34	33.3	係長級
				主任	4			
				専門員	1			
				主査	2			
				係員	1			
5級	1 課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務	80	78.4	技術主任	12	68	66.7	課長補佐級
				専門幹	43			
				専門員	3			
				主査	22			
合計		102	100.0		102	102	100.0	

○特定任期付職員給料表

級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	-	0.0			-	0.0	
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	-	0.0			-	0.0	
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	1	33.3	主査	1	1	33.3	
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	-	0.0			-	0.0	
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	1	33.3	企画参事	1	1	33.3	
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	1	33.4	理事	1	1	33.4	
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	-	0.0			-	0.0	
合計		3	100.0		3	3	100.0	